

## 第4 フォローアップ

### (1) 実施方法

本行動指針の実施状況について、公共事業のアカウンタビリティ向上委員会において定期的にフォローアップし、結果を公表する。

また各公団等においては、行動指針の内容の実施状況をフォローアップし、適宜、公共事業のアカウンタビリティ向上委員会に報告するものとする。

### (2) 行動指針の見直し

フォローアップの結果を踏まえ、2年後を目途に本行動指針の内容の見直しを行うものとする。